

津市上下水道料金等未収金管理回収業務委託仕様書

1 委託業務名

津市上下水道料金等未収金管理回収業務委託

2 業務委託の目的

本業務委託は、津市の水道料金、再開栓手数料、公共下水道使用料、市営浄化槽使用料、共同汚水処理施設使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「上下水道料金等」という。）の未収金管理回収業務を弁護士（弁護士法人を含む。以下「受注者」という。）に委託することにより、法律の専門家である弁護士の客観的な視点で判断し、効率的かつ効果的な債権管理、回収を図ることを目的とする。

3 業務委託に関する事項

(1) 業務委託の対象となる債権

上下水道料金等の未収金（水道料金については会計上の不納欠損債権も含む。）のうち、以下のアからエに該当するものとする。

ア 未納者が、当該未収金に係る水道の使用場所から転居、移転等している場合で、転居等から約4か月間、督促、催告等を行っても納付されないもの

イ 建物全体の上下水道料金等を一括で請求している共同住宅又は店舗併用集合住宅、水道メーターが建物内に設置されているもの等、給水停止の執行が困難なもの

ウ 未収金が高額なもの、長期間に及ぶ未納のもの、常習的に未納を繰り返すもの、未納者等が悪質なもので、未収金の回収が困難なもののうち、本業務を活用することで、より効果的に未収金の回収が見込めると津市が判断したもの

エ その他、津市が指定するもの

(2) 委託する業務内容

ア 催告業務

未納者等に対して催告に関する文書の郵送又は電話連絡等により、未収金の支払を促しても応じない場合は、反復かつ継続して催告すること。

また、必要に応じて内容証明郵便による催告書を送付すること。催告の経過については詳細に記録すること。

なお、電話連絡等による催告にあつては未納者等が脅威を感じることを

がないよう十分に配慮した上で、支払交渉を円滑に進めること。

イ 未納者との支払相談

未納者等から未収金の支払方法について相談があった場合は、未納者等に未収金の支払は全額一括が原則であることを十分に理解させ、未収金の全額一括での回収に努めること。ただし、未収金の全額一括の支払が困難であるとの相談があった場合は、支払能力を考慮した上で、未納者等に分割納付等を書面により誓約させることにより、効果的な未収金の回収に努めること。

ウ 未納者に関する調査

居所不明かつ、3万円以上の未納者については、転居・転出先の居所の照会を行うこと。また、発注者と協議の上、相続人調査を行うこと。ただし、費用は受注者の負担とする。

エ 支払督促、少額訴訟及び訴訟（以下「訴訟等」という。）

津市が認めた債権に係る訴訟等においては、受注者を訴訟代理人として、事件ごとに受注者と別途委任契約を締結するため、受注者は訴訟等の各種手続、関係書類の作成、事務処理等を行うこと。

また、訴訟等に係る裁判所への申立手数料等は別途津市が受注者に支払うものとする。

オ 未収金回収業務

未収金回収については、未納者等から受注者の指定する口座への振り込みとする。未収金を回収した場合にあっては、受注者において毎月末日締めで一旦集約し、実績報告書を津市に提出した後、提出日より5日以内に津市の指定する下記口座へ納付するものとする。ただし、津市と受注者の協議により、当該納付方法を変更することがあるものとする。

また、業務委託の対象となる債権のうち未納者等から津市へ直接支払われた収納金については津市にて収納金を保持し、津市が直接収納した金額及び未納者氏名等を受注者へと速やかに通達するものとする。

なお、履行期間中の毎年の3月に回収した未収金については当該年の3月31日までに、令和10年8月に回収した未収金については令和10年8月31日までに津市への入金が完了されたことが確認できる状態になるように納付すること。

【受注者から津市へ納付する際の振込口座】

銀行支店名	百五銀行 本店
口座種別	普通
口座番号	1 3 3

口座名義 津市上下水道事業管理者

口座名義フリガナ ツシジョウゲスイドウジギョウカンリシャ

カ 対象債権の内、次に掲げる事由が生じた債権（以下「特定事由債権」という。）を津市に返却する場合の資料作成業務。

特定事由債権として津市に返却することができるものとする。返却する場合、その理由のわかる書類を作成すること。

(ア) 水道料金について、消滅時効の援用がなされたとき

(イ) 破産開始の申立て、個人再生開始の申立て又はこれらの手続について弁護士から受任通知を受けたとき

(ウ) 対象者の代理人として法律職が介入してきたとき

(エ) 対象者の死亡が判明し、相続放棄若しくは相続人が不明であることが判明したとき

(オ) 郵送による催告を2回以上、電話連絡による催告を3回以上行ってもなお回収の見込みがないと受注者が判断したとき

(カ) その他返却をすることが適当であると津市が認めたとき

(3) 実績報告等

毎月末時点における当該業務委託内容の実績報告書（委託した債権のうち津市へ直接支払われた収納金についても受注者による回収金額の実績に含めるものとする。）を翌月の10日（当該日が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合はその翌営業日。）までに提出すること。なお、履行期間中の毎年3月に回収した未収金については当該年の3月31日までに、令和10年8月に回収した未収金については、令和10年8月31日までに実績報告書を提出すること。内容については以下のとおりとする。

また、未納者等とのトラブル、苦情等及び新たに知り得た未納者の情報については、随時報告すること。

ア 月実績報告（支払催告件数、催告方法、回収件数、回収金額（委託費の額の積算を含む。）、回収不能件数、回収不能金額。）

イ 個別明細報告（回収日、対象者の水栓番号、氏名及び住所、対応状況、回収対象年月、回収金額、回収不能者及び金額、その他津市が指定する事項。）

ウ 特定事由債権報告（返却日、返却理由、返却理由のわかる書類、対象者の水栓番号、氏名及び住所、対象年月、特定事由債権金額、その他津市が指定する事項。）

(4) 委託契約

ア 履行期間

契約締結日から令和10年8月31日までとする。

イ 委託料

- (7) 受注者から提出された実績報告書の内容を津市が確認した上で、納付金額が実績報告書のとおり津市に払い込まれたことを確認した後、当月回収金額に成功報酬率を乗じて算定された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）の委託料を、請求があった日から30日以内に津市は受注者へ各月毎に支払うものとする。
- (i) 3-(2)-エにより、津市と受注者が別途訴訟委任契約を締結した場合にあっては、訴訟等の以後において、履行期間内に当該未収金が回収（未収金の一部の回収を含む。）できた場合に限り、津市はイ-(7)に定める委託料を受注者に支払うものとする。
- (ii) 未納者が、未収金を津市へ直接払い込んだが、契約履行期間中に入金完了したことを津市が料金システム上で確認できない場合は、当該回収金は委託料の支払の対象外とする。
- (e) 受注者が3-(2)-イにより未納者との間で分割納付に応じた場合、本業務の終了後に未納者等から支払われた分割未収金については委託料の支払の対象外とする。

(5) 業務委託の検査

津市は、津市が必要であると認めるときは、当該業務委託に係る未収金の回収及び納付事務について検査することができる。

(6) 提供する情報等

津市が提供する情報は、水栓番号、未納者の氏名、住所、電話番号、未収金額その他債権回収に必要な情報とする。

4 その他

- (1) 業務実施にあたっては、津市の条例、規則及びその他関連する法令等を遵守し、津市担当職員の指示のもとで、誠実に業務を履行すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うとともに個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (3) 業務にあたっては、受注者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合は、受注者の負担により対処するものとする。
- (4) 法令等に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。
- (5) 回収した未収金を津市へ納付するまでの管理は受注者の責によるものとし、津市は受注者が回収した未収金の紛失、盗難等に何ら責を負わないも

のとする。

- (6) 本業務の履行において発生した未納者等からの苦情及び未納者等とのトラブルについては、受注者の責において適切かつ円満に解決すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方の協議により決定するものとする。